

諮問日：令和元年7月1日（令和元年度（個）諮問第4号）

答申日：令和元年11月15日（令和元年度（個）答申第4号）

件名：広島簡易裁判所における特定の裁判等に関する書面の処理が分かる文書等に記録された保有個人情報の一部開示等の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

別紙1記載の各文書に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下、併せて「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、広島地方裁判所長が、別紙1記載1及び2の各文書については別紙2記載の各文書（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定して、その一部を不開示とし、別紙1記載3から8までの各文書については作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、広島地方裁判所長が平成31年4月11日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 原判断までに7か月近くもかかっており、不開示とした理由も不可解で不条理かつ不法理である。また、請求への対応として部分開示することもできるとみる。
- 2 これまでの経緯の中で重ねて対応を求めてきたが、簡易裁判所の担当者は無対応・無回答であり、このような対応は法律に違反する。

簡易裁判所の担当者において回答しないだけでなく、その理由・根拠等も提示せず説明責任を果たしていない。また、申立人の通信費を断りなく使用して

いる。これらの対応は法律に違反する。

苦情申出人が重ねて再審請求等をしたにもかかわらず、簡易裁判所の担当者はそのことを真摯に受け止めることなく、上級庁に審査を委ねることもしておらず、法律に違反する。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象個人情報、苦情申出人が当事者となっている特定の事件について提出した複数の書面が裁判所においてどのように処理されたかが分かる文書及びその処理を行う根拠が分かる文書について広島簡易裁判所が保有している苦情申出人の個人情報と解されるところ、本件対象文書のうち原判断において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）には裁判所職員の印影があり、この情報は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）14条2号に定める不開示情報に相当するものである。

また、広島地方裁判所及び広島簡易裁判所を探索した結果、本件対象文書以外には、本件対象個人情報を記録した司法行政文書は存在しなかった。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |   |          |                     |
|---|----------|---------------------|
| ① | 令和元年7月1日 | 諮問の受理               |
| ② | 同日       | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年9月20日  | 本件対象文書の見分及び審議       |
| ④ | 同年10月18日 | 審議                  |

#### 第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件不開示部分は裁判所職員の印影であると認められる。この情報は、法14条2号に規定する個人識別情報に相当し、同号イからハまでに相当する事情は認められない。

したがって、本件不開示部分は、同号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 また、本件開示の申出の内容を踏まえれば、広島地方裁判所及び広島簡易裁判所を探索した結果、本件対象文書以外には本件対象個人情報を記録した司法行政文書は存在しなかったという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、広島地方裁判所及び広島簡易裁判所において、本件対象文書以外に本件対象個人情報を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、広島地方裁判所及び広島簡易裁判所において、本件対象文書以外に本件対象個人情報を保有していないと認められる。

3 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法14条2号に規定する不開示情報に相当すると認められ、広島地方裁判所及び広島簡易裁判所において本件対象文書以外に本件対象個人情報を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

なお、苦情申出人の主張のとおり、本件開示の申出から原判断まで約7か月を要している。本件開示の申出の内容が多岐にわたることを勘案しても、裁判所においては、開示の申出に対する対応をより迅速に行うことが望ましいと考えられる旨付言する。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口   正                    人

別紙 1

1 特定日付の《六度目の再審請求…等》に関して

- (1) 日付無し【《再審請求》の提出＝再審請求の「決定書」の返却】事件に係り、内部の会合等における関係職員・経緯・議題・配布資料・意思形成過程・決定事項等の分る一切の記録・資料等
- (2) 特定日付・【公開質問と異議申立および《二度目の再審請求》事件】に係り、内部の会合等における関係職員・議題・経緯・配布資料・意思形成過程・決定事項等の分る一切の記録・資料等
- (3) 特定日付・【《『返還書』と特定金額の切手送信》事件】に係り、内部の会合等における関係職員・議題・経過説明・配布資料・意思形成過程・決定事項等の分る一切の記録・資料等
- (4) 特定日付・【《特定金額の切手を直接手渡し》事件】に係り、内部の会合等における関係職員・議題・経過説明・配布資料・意思形成過程・決定事項等の分る一切の記録・資料等
- (5) 特定日付・【《『返還書』と特定金額の切手の送信》あるいは《二度目の公開質問ないしは異議申立》および《三度目の再審請求》事件】に係り、内部の会合等における関係職員・議題・経過説明・配布資料・意思形成過程・決定事項等の分る一切の記録・資料等
- (6) 特定日付・【《『返還書』と特定金額の切手送信》《四度目の再審請求及び三度目の公開質問並びに異議申立》そして《告発》】に係り、内部の会合等における関係職員・議題・経過説明・配布資料・意思形成過程・決定事項等の分る一切の記録・資料等
- (7) 特定日付・【《五度目の再審請求》及び《四度目の公開質問並びに異議申立》そして《告発②》】に係り、内部の会合等における関係職員・議題・経過説明・配布資料・意思形成過程・決定事項等の分る一切の資料・記録等
- (8) 特定日付・【《六度目の再審請求》及び《五度目の公開質問並びに異議申立》

- そして《告発③》】に係り，内部の会合等における関係職員・議題・経過説明・配布資料・意思形成過程・決定事項等の分る一切の記録・資料等
- 2 特定日付・【前文】と《公開質問と謝罪請求ならびに権利侵害の確認・復権・保障への要求等》＝広島簡易裁判所の侵害事件と広島高等裁判所の監視体制問題に関して＝について
- (1) 【前文】に係り，内部の会合等における関係職員・議題・経過説明・配布資料・意思形成過程・決定事項等の分る一切の記録・資料等
- (2) 【1. 広島簡易裁判所宛の告発・請求事項】に係り，内部の会合等における関係職員・議題・経過説明・配布資料・意思形成過程・決定事項等の分る一切の記録・資料等
- 3 上記の1の(1)ないし(8)にみる【六度に及ぶ再審請求】と，2の(1)と(2)にあつて，「対応しない・回答しない」で済ませることが可能な法的根拠ならびに論理性・正当性・法理性のある論拠の分る一切の資料等
- 4 上記の1の(1)ないし(8)にみる【五度に及ぶ公開質問並びに異議申立】と，2の(1)と(2)に「対応しない・回答しない」で済ませることが可能な法的根拠ならびに論理性・正当性・法理性のある論拠の分る一切の資料等
- 5 上記の1の(1)ないし(8)にみる【三度に及ぶ告発】に「対応しない・回答しない」で済ませることが可能な法的根拠ならびに論理性・正当性・法理性のある論拠の分る一切の資料等
- 6 上記の一連の事件に係る手続・事務処理等において，【再審査請求…等】に「応じていない・対応していない」にもかかわらず，再審請求等のための通信費を勝手に使用したことに係り，内部の会合等における関係職員・議題・経過説明・参考資料・意思形成過程・決定事項等，そして【再審請求…等】の関連手続以外にも勝手に通信費を使用できるとする規則・規程等の分る一切の資料等
- 7 簡易裁判所による決定の後に，請求人が『再審請求である』として電話連絡などで何度も念押ししたにもかかわらず，担当者にあつて2週間以内に再審請求で

ない手続をしたことによって「却下の判断があった」（「決定書」の返還を求む）  
ことに関して、「謝罪をしなくてよい・判断ミスには当たらない」とする法的根拠  
と論理性・正当性・法理性のある論拠ないしは規程・規則等の分る一切の資料等  
8 上記の一連の事件に係り、憲法規定にそう行政手続法あるいは情報公開法およ  
び行政機関個人情報保護法の規定に則り「手続上にも公開上にも問題等がない」  
ことの分る一切の記録・資料等

## 別紙 2

- 1 民事・行政第一審事件簿
- 2 民事・行政再審事件簿
- 3 「《【公開質問】と【謝罪の請求】ならびに【権利侵害の確認・復権・保障への要求等】》＝広島簡易裁判所の裁判権の侵害事件と広島高等裁判所の監視体制問題に関して＝」と題する書面（「【前文】告発・請求人は，」で始まる文書を含む。）